

会員規則

制定 平成 22 年 3 月 17 日

改正 平成 30 年 11 月 27 日

(目的)

第1条 この規則は、定款第 43 条第 2 項に基づき、当法人の会員に関する事項について定める。

(会員の資格)

第2条 会員たる資格を有する者は、当法人の趣旨に賛同する次項に掲げる者とする。

2 会員は、次の各号に掲げる 3 種とする。

一 法人会員は、個人会員以外の各種の法人、任意の団体等（以下「法人」という。）とする。

二 個人会員は、個人とする。

三 実務補習生会員は、当法人の実務補習所に在籍している者とする。

(入会)

第3条 当法人の会員になろうとする者は、この規則に従うことに同意し、所定の入会申込書を提出し、理事長の入会承認を得なければならない。

2 会員の入会日は、当法人において入会金（実務補習生会員を除く。）及び初年度の年会費の納入を確認した日とする。

3 会員は、入会後に前項に掲げる入会申込書の記載内容に変更が生じたときは、すみやかに当法人宛に届け出なければならない。

(入会金及び会費)

第4条 会員は、入会するときに当法人の請求に基づき、請求書受領日後 2 週間以内に入会金（実務補習生会員を除く。）及び年会費を納入しなければならない。以後事業年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）毎に、当法人の請求に基づき、請求書の記載の期限までに年会費を納入しなければならない。

2 入会金は会員種別に応じて次の各号に定めるとおりとする。

一 法人会員 30,000 円

二 個人会員 10,000 円

三 実務補習生会員 免除

3 年会費は会員種別に応じて次の各号に定めるとおりとする。

一 法人会員 一口につき 100,000 円

二 個人会員 一口につき 30,000 円

三 実務補習生会員 一口につき 10,000 円

4 前項の規定にかかわらず、法人会員及び個人会員の初年度の年会費については、当

該事業年度の4月から9月までに入会した場合は全額とし、10月から翌年3月までに入会した場合は半額とする。

5 第1項の規定にかかわらず、理事長は、必要と認めた場合、理事会の議を経て会員の入会金及び年会費の全部又は一部を免除することができる。

(会員の特典)

第5条 会員は、次の各号に定める特典を享受することができる。

一 会員は、当法人主催の役員・会計実務家研修を無料又は会員価格で受講できる。

二 当法人が日本公認会計士協会の継続的専門研修制度協議会と共に、同協議会が指定する研修会を会員価格で受講することができる。

三 日本公認会計士協会出版局発行の書籍を割引価格で購入できる。

2 前項第一号の特典は、法人会員については、一口につき当該法人に所属する者3名までが無料で受講できるものとし、個人会員については、当該個人会員のみが無料で受講できる。この人数を超える場合には、会員価格で受講できる。

(退会)

第6条 会員は、退会届を当法人に書面で提出し、当法人がこれを受理したときに退会することができる。

2 会員が次の各号の一に該当するときは退会とみなす。

一 法人会員が解散したとき、又は個人会員が死亡したとき

二 会員が次条の規定に基づき除名となったとき

三 正当な理由がなく会費を1年分以上滞納し、督促にも応じないとき

四 その他理事長が必要と認めたとき

3 第1項及び第2項の規定により会員が退会したとき及び次条第1項の規定により会員が除名されたときは、既納の会費は返還しないものとし、会費未納の会員は引き続き会費納入義務を負うものとする。

(除名)

第7条 理事長は、会員が次の各号の一に該当することが明らかとなったときは、理事会の決議を経て、その者を除名することができる。この場合、理事会において決議する前に、その者に弁明の機会を与えねばならない。

一 違法行為又は著しく同義にもとる行為をするなど、当法人の会員としてふさわしくないと認められる行為をしたとき

二 この規則に違反したとき

三 入会申込書又はその他当法人に提出した書類に虚偽の記載を行ったことが明らかとなったとき

2 理事長は、前項各号の一に該当する場合において、当法人が損害を蒙ったと認められるときは、当該会員に対しその賠償を請求することができる。

(会員名簿)

第8条 当法人は、会員名簿に会員を登録するとともに、法人会員名は、当法人のウェブサイトで開示する。

(改廃)

第9条 この規則の改廃は規則等管理規則の定めるところによる。

(その他)

第10条 この規則に定めのない事項については、理事長の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成22年3月18日から施行する。

附 則（平成30年11月27日改正）

- 1 この規則の変更は、平成30年11月28日から施行する。
- 2 この規則の施行日前に入会した実務補習生の身分を有する者については、この規則による改正後の第4条第2項第3号及び同条第3項第3号の改正規定は適用せず、なお従前の例による。